

自家消費型 太陽光発電設備導入 補助金制度のご案内

2026年度

企業等が
対象です

社屋やビル、マンションなどに自家消費型太陽光発電設備を設置する場合に、札幌市が企業等に対して、設置費用の一部を補助する制度です。

なお、札幌市が環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、間接的に補助するものです。

※リース及びオンサイトPPA(電力購入契約)も対象となります。

申込条件

- ①FIT、FIP(Feed in Premium)の認定を受けないこと。
- ②発電量の30%以上を自家消費したうえで、自家消費分も合わせて50%以上を札幌市内で消費すること。
- ③定置用蓄電池は、太陽光発電設備に付帯するもので同時申請を行ったものが対象。
- ④国が実施する他の補助金等を受けていないこと。
- ⑤本補助制度への申込み完了後に対象機器の設置に係る契約を締結すること。

補助対象者

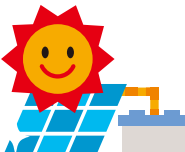
●企業等(個人事業者含む)、マンション管理組合

- ①市内にある事務所・事業所等(店舗併用住宅含む)に対象機器を設置しようとする者
- ②市内に自ら所有する共同住宅の共用部又はテナントビルに対象機器を設置しようとする者

●リース・PPA事業者(サービス提供者)

上記①又は②を行う者(需要家)に対して、リース契約又はオンサイトPPAにより対象機器の設置サービスを提供する者

補助対象機器・補助額

機器名及び補助額	 太陽光発電設備 補助額：1kWあたり 5万円/kW ※補助金の上限は 245万円(49kW)です。	 定置用蓄電池 補助額：工事費用(補助対象費用)の1/3 ※業務用蓄電池(容量が20kWhを超えるもの)の上限額は、容量(kWh)×19万円×1/3又は150万円。(いずれか低い方) ※家庭用蓄電池(容量が20kWh以下であるもの)の上限額は、容量(kWh)×15万5千円×1/3又は150万円。(いずれか低い方)
	機器要件 ●太陽電池モジュールの合計出力が1.5kW以上の設備であること。 ●自家消費型配線であること。(自家消費率が要件を満たすこと。) ●未使用品であること。(中古品は補助対象外)	機器要件 ●本事業にて設置する太陽光発電設備に付帯するものであり、常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備が発電する電力を充放電できるもの。 ●停電時のみ使用する非常用電源装置ではないもの。 ●容量2.0kWh以上。 ●未使用品であること。(中古品は補助対象外)

申込期間

2026年6月19日～2027年1月29日

先着順にて受付。予算額に達し次第、募集を終了します。

申込に関するお問い合わせ及び申込先

送付先 〒065-0012 札幌北十二条郵便局留め「自家消費型太陽光発電設備導入補助金受付係」

お問い合わせ電話番号 ☎011-700-0699 「自家消費型太陽光発電設備導入補助金受付係」

【受付時間】 平日午前10時～午後5時30分まで(土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は受付していません)

※郵送時の注意：郵便局留めのため、日本郵便以外の郵便サービスは返送される場合があります。

札幌市環境局

SAPP
R0

みらいを想う
Think Green
環境首都・SAPP-R0

さっぽろ市
02-J02-26-1404
R8-2-986

自家消費型太陽光発電とは

自家消費型とは、太陽光発電設備で発電した電気を、自らの会社内や共同住宅などで消費することをいいます。これまで、太陽光発電設備によって発電した電気は、固定価格買取制度（FIT）によって、売電されてきましたが、買取価格が毎年低下していることに加え、電気料金が上昇していることから、昨今は自家消費することが有利という考えが主流になっています。

補助対象者について

●補助対象事業者 日本国内において事業活動を営んでおり、次のいずれかに該当する方。

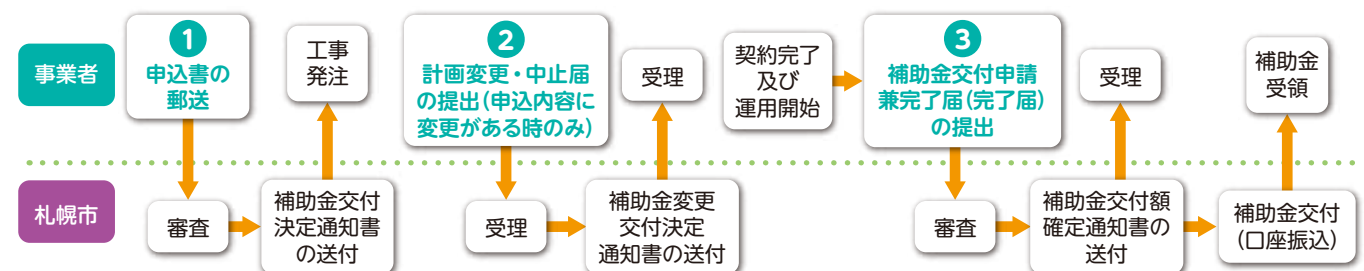
1. 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
2. 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等
3. 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第5項に規定する保険会社
4. 社会福祉法（昭和27年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
5. 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
6. 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
7. 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人
8. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）
9. 建物の区分所有等に関する法律（昭和38年法律第69号）第3条に規定する団体
10. 個人事業主（開業届の写しを提出できること）
11. その他環境大臣の承認を得て札幌市長が適当と認める者

補助を受けることができる条件

1. FIT、FIP（Feed in Premium）の認定を取得しないこと。
2. 発電量の30%以上を自家消費したうえで、自家消費分も合わせて50%以上を札幌市内で消費すること。
3. 定置用蓄電池は太陽光発電設備に付帯するもののみ対象。
4. 環境省の交付金を活用することから、交付金の要領等に該当すること。
5. 2027年2月26日までに完了報告が提出できる太陽光発電設備・定置用蓄電池が対象。
6. 本補助制度への申込みを完了してから、対象機器の設置に係る契約を締結すること。
（下記「申込から補助金受領までの手続きの流れ」を参照。）
7. 国が実施する他の補助金等を受けていないこと。
8. 【リース又はオンサイトPPAの場合】補助金の相当額分がリース料又はサービス料金から控除されること。
9. 【リース又はオンサイトPPAの場合】太陽光発電設備が法定耐用年数（17年）を満了するまで継続的に使用することを担保すること。
10. その他本補助制度の要綱及び要領に定めるすべての条項を遵守すること。

申込から補助金受領までの手続きの流れ

●対象機器の設置に係る契約を締結するよりも前に、申込を行い補助金交付決定の通知を受ける必要があります。



※完了届提出期限までに、補助金交付申請兼完了届を提出していただく必要があります。

※補助金の交付は完了届を提出してから1ヶ月半以上かかる場合があります。

※リース又はオンサイトPPAによる導入の場合は、申込みの段階で契約内容を確認させていただきます。

申込方法

申込書に必要な書類一式を添付し、募集期間内に郵送してください。

申込方法の詳細については、市のホームページからご確認ください。

(<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/energy/hojo/jikashohi.html>)

※定置用蓄電池の補助を申請する場合には、複数者から取得した見積書の写しの添付が必要となる場合があります。

※リース又はオンサイトPPAによる導入の場合は、申込に係る必要書類が異なります。



完了届の提出期限について

機器の設置工事を完了したことを示す完了届の提出期限は、下記のいずれか早い日までです。（提出期限日までの消印有効。）

- ①対象機器取得日の翌日を起算日として、90日を経過する日
- ②2027年2月26日(金)

完了届・注意事項

補助金交付申請兼完了届(完了届)の提出

提出期日までに補助金交付申請兼完了届及び、下記の添付書類を郵送してください。

※リース又はオンサイトPPAによる導入の場合は、完了届に係る必要書類が異なります。詳細についてはホームページからご確認ください。

●添付書類

1. 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し(法人のみ)
2. 開業届の写し(個人事業主のみ)
3. 札幌市税の納税証明書(指名願)の原本又は写し(法人及び個人事業主のみ)
※指名願以外の納税証明書は受付できません。
4. 管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会議事録等)
(マンション管理組合のみ) ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること
5. 補助対象機器の設置について、管理組合総会等で承認決議を得ていることを証する書類(総会議事録等)
(マンション管理組合のみ) ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること
6. 補助対象機器を設置又は使用するすべての建物の所有者が分かる書類(法人及び個人事業主のみ)
例：全部事項証明書(建物)
※自社所有ではない場合には、機器設置場所(建物)所有者の同意書(様式14)が必要
7. 補助対象機器を設置する土地の所有者が分かる書類(補助対象機器を野立てで設置する場合のみ)
例：全部事項証明書(土地)
※自社所有ではない場合には、機器設置場所(土地)所有者の同意書(様式14)が必要
8. 収支決算書(様式13)
9. 補助対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用等が分かる書類 例：見積書の写し
※要領第2条第1項2号又は第2項2号に示す補助対象外の費用が、補助金交付申請兼完了届(様式6)、工事内容証明書(様式7)及び収支決算書(様式13)に記載された補助対象費用に含まれないことが分かるものであること。
※補助対象事業者自身(グループ企業含む)から調達等を行う場合には、利益等排除を行っていることが分かるものを添付すること。
10. 補助対象機器の設置工事に係る契約締結日が分かる書類 例：契約書の写し
11. 補助対象機器の設置工事に係る支払いを施工業者に行ったことが分かる書類 例：領収書の写し
※支払日が確認できる書類を提出すること
12. 工事内容証明書(様式7)(8の金額と一致しており、9の金額と矛盾がないこと。)
13. 機器等設置写真(補助対象工事のすべて)
※機器設置前から設置後までの各工程、設置状況等を撮影する
※写真の仕様や具体的な必要写真については、補助金交付決定通知書に同封する「提出写真の撮り方に関する注意事項」や要綱の別表2、ホームページに掲載されている「必要な添付書類」等を確認してください。
14. 対象機器に係る以下のすべての書類又はそれに代わるもの
①しゅん功図 ②単線結線図 ③製品仕様書 ④性能表示の写し(定置用蓄電池の補助を申請する場合のみ)
※しゅん功図は、補助対象機器の設置場所における太陽光発電モジュールの配置及び方角が分かるものであること。
15. 想定される自家消費の割合が分かる資料
例：想定される発電量及び消費電力量等から、月毎及び年間の自家消費の割合を計算した書類等
※全量自家消費することが単線結線図等の書類から確認できる場合には不要
16. 補助金の振込先(銀行名・支店、口座名義(カタカナ)、口座番号)が分かる書類
17. 系統への接続日(又は接続希望日)が分かる書類
例：電力会社へ提出した「系統連系および電力購入申込書」、又は「低圧発電設備 系統連系・電力購入申込書」等
※系統への接続を行わない場合には不要
18. 【定置用蓄電池の補助を申請した場合】太陽光発電設備と接続したことが分かる結線図等
※14の単線結線図等から確認できる場合には不要

⚠ 注意事項

- 札幌市からの交付決定を受けるまでは、工事等の契約はできません。
- 自家消費率及び売電収益の確認のため、月単位で年1回、札幌市に報告をしなければなりません。
- 本補助金の交付要綱等に違反した場合、補助金の交付取消や返還が発生することがあります。

補助制度に関するQ&A

Q1 自家消費型太陽光発電とはなんですか？

太陽光発電設備により発電された電気を自ら使用するものです。この補助制度では、発電量の30%以上を自家消費したうえで、自家消費分も合わせて50%以上を札幌市内で消費することが補助要件となります。

Q2 新築、既築どちらへの太陽光発電設備の設置であっても補助対象ですか？

新築、既築どちらも補助対象です。

Q3 既に設置済み又は設置工事中の機器は補助の対象になりますか？

補助対象になりません。本補助制度への申込み完了時に発行される補助金交付決定通知書の受理後に、機器の購入契約を締結してください。

Q4 店舗兼住宅は補助の対象になりますか？

補助対象になります。

Q5 敷地以外に設置する太陽光発電設備は補助対象になりますか？

敷地内(オンサイト)のみ対象となります。

Q6 移動式の蓄電池は補助対象でしょうか？

補助対象になりません。定置用蓄電池のみ対象となります。

Q7 停電時に利用するための蓄電池は補助対象でしょうか？

再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすることが必要です。停電時のみに使用する非常用予備電源や、全負荷分電盤などのオプション設備は補助対象となりません。

Q8 FIT・FIPの認定を取得しないこととありますが、民間企業へ余剰電力を売電することは可能でしょうか？

自家消費率50%以上を確保したうえで、余剰が発生する場合に、FIT・FIPではなく民間企業に余剰電力を売却することは可能です。なお、売電する場合には北海道電力ネットワーク株式会社との系統連系が必要です。また、売電収益の積上げが5年以内に補助対象費用(機器の購入・設置に要する費用)のうちの自己負担額を上回った場合には、補助金の一部返還が必要となります。

Q9 自家消費にて生まれたCO₂排出削減量(環境価値)をJ-クレジット制度などを活用し、売却することは可能でしょうか？

本補助制度によって設置された太陽光発電設備から生まれたCO₂排出削減量(環境価値)をJ-クレジット制度などを活用し売却することはできません。

Q10 未使用品はどのような基準で判断するのでしょうか？

設置した太陽光発電設備が発電していないことを、また、定置用蓄電池が外部に電力を供給していないことを基準としています。

Q11 申請書類の返却は可能ですか？

提出された申請書類は返却いたしません。そのため、手元に控えをご用意ください。

Q12 建物の屋上以外に太陽光パネルを設置しても補助対象でしょうか？

壁面やカーポートなどに設置した場合でも補助対象となりますが、強固に固定しないもの(可搬式のもの)は補助対象になりません。

Q13 太陽光発電設備又は定置用蓄電池のみの申込みはできますか？

太陽光発電設備のみの申請は可能です。定置用蓄電池は、新規で設置する太陽光発電設備に付帯する場合のみ補助対象となります。

Q14 太陽光発電設備の補助金額の計算方法はどのようなのですか？

太陽光発電設備の場合は、太陽光発電設備の合計出力(kW)に5万円を乗じた額です(上限は245万円)。太陽光発電設備の合計出力とは、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値となります。

Q15 定置用蓄電池の補助金額の計算方法はどのようなのですか？

定置用蓄電池の場合は、対象機器の購入・設置に要する費用(消費税を含まない)に1/3を乗じた額です。上限については蓄電池の定格容量(kWh)に基準単価(業務用蓄電池の場合は19万円、家庭用蓄電池の場合は15万5千円)及び1/3を乗じた額又は150万円のうち、いずれか低い方の額となります。なお、定置用蓄電池の蓄電池容量は、定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値となります。ただし、業務用か家庭用かの判断は小数点第二位以下を切捨てる前の蓄電池容量によります。また、補助金額は千円未満を切り捨てた額となります。

Q16 業務用蓄電池と家庭用蓄電池の違いは何ですか？

蓄電池の容量が20kWhを超えるものであれば業務用、20kWh以下であれば家庭用となります。なお、業務用蓄電池の設置には札幌市火災予防条例に基づく消防への届け出が必要となる場合があります。

Q17 系統連系をする必要がありますか？

自家消費のみで余剰電力を売電する必要がない場合には、電力系統連系を行う必要はありません。なお、高圧連系の場合には、特に時間を要することがありますので、北海道電力ネットワーク株式会社へご確認ください。

Q18 太陽光発電の設置工事が年度を跨ぐ場合には補助対象となりますか？

この補助事業は、単年度予算であることから、年度内での執行になります。そのため、年度を跨ぐ工事に対しては、補助対象とすることが出来ません。定置用蓄電池についても同様です。

Q19 国や北海道等の他の補助金との併用は可能ですか？

併用できません。

Q20 自家消費率が要件を満たすことはどのように確認しますか？

年に1回、報告用の様式に月毎の自家消費率の実績を記入し、根拠資料を添えて市に提出する必要があります。

上記のQ&Aのほか、詳しくは要綱・要領をご確認ください！

※当補助金は札幌市が環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、間接的に補助するものです。

「札幌市 自家消費型太陽光発電設備導入補助金制度」で検索！

札幌市 自家消費型太陽光発電設備導入補助金

検索